

2019年9月4日

「汚染土地流動化コンサルティングサービス」の拡充

SOMPOリスクマネジメント株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：布施 康、以下「SOMPOリスク」）は、従来から提供している汚染土地流動化コンサルティングサービス（以下「本サービス」）^(*1)について、サービスの対象となる土壤汚染対策法（以下「法」）で定める特定有害物質の種類を2017年5月の法改正により新たに規制の対象となった「クロロエチレン」と「trans-1,2-ジクロロエチレン^(*2)」の2物質にも拡大して、9月4日から提供を開始します。

*1 土地売買や工場等の移転・閉鎖時に、土地所有者等が遭遇する土壤汚染の問題に対し、「土壤汚染調査」「土壤汚染対策工事費用算出」「土壤汚染対策工事の設計・監理業務」「土壤汚染対策工事費用を固定化する保険手配業務」を行うサービスです。損害保険については、損害保険ジャパン日本興亜株式会社（本社：東京都新宿区、社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）の損害保険を手配します。

*2 特定有害物質としては、従来の「cis-1,2-ジクロロエチレン」と合算して、「1,2-ジクロロエチレン」として規制対象となります。

1. 背景

SOMPOリスクは、これまで、土壤汚染の調査・評価業務^(*3)や本サービス等を通じて、土地所有者等の土壤汚染リスク対策を支援してまいりました。

こうしたなか、2017年5月に法改正が行われ、2018年4月から「クロロエチレン」が、2019年4月から「trans-1,2-ジクロロエチレン」が、それぞれ法の規制の対象物質に追加されました。これにより、土地所有者等は、過去に、法に基づいて土壤汚染調査や土壤汚染対策工事（以下「対策工事」）を適切にした場合であっても、一定の要件下では、これら2物質について新たに土壤汚染調査をすることが必要となりました。

本サービスではSOMPOホールディングスグループのこれまでのコンサルティング事例や保有データ等から汚染対策費用を算出し机上調査（地歴調査等）のみの結果からでも対策工事費用を算出することができますが、法改正により新たに規制の対象となった2物質による対策工事費用についても、これまでと同様に机上調査（地歴調査等）のみの結果から対策工事費用を算出することが可能となったため、本サービスを拡充し提供を開始することとしました。

*3 SOMPOリスクは、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関です（2003-3-1028）。

2. 拡充した本サービスの概要

(1) 内容

これまで法で規制の対象となっていた特定有害物質に加えて、2017年5月の法改正により新たに規制の対象となった2物質も対象にして、SOMPOリスクの専門コンサルタントが、サービスを提供します（詳細は「別紙」をご参照ください）。

(2) 特長

- ① 土壤汚染によって土地所有者等が抱える財務的なリスクに対して、これまで培った土壤汚染の浄化等に関する技術やノウハウに基づいて損害保険を合理的に手配するため、法改正により新たに規制の対象となった2物質を含む特定有害物質による対策工事費用の固定化や追加費用の発生に備えることが可能となります。

②これまでの土壌汚染に関するコンサルティングのノウハウや知見を活用しながら損保ジャパン日本興亜の損害保険を手配し、法改正により新たに規制の対象となった2物質を含む特定有害物質による土壌汚染リスクの解決をSOMPOホールディングスグループとして支援します。

(3) 費用・期間 (*4)

【1】費用

500万円(税抜)～

【2】期間

約3か月～

*4 規模や支援内容により異なります。

3. 受注目標

年間10件、1億円の受注を目指します。

4. 今後の展開

SOMPOリスクは、本サービスを通じて、お客さまの抱える土壌汚染問題の解決を図り、安心・安全な社会に貢献してまいります。

SOMPOリスクマネジメントについて

SOMPOリスクマネジメント株式会社は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社を中核とするSOMPOホールディングスのグループ会社です。「リスクマネジメント事業」「サイバーセキュリティ事業」を展開し、全社的リスクマネジメント(ERM)、事業継続(BCM・BCP)、サイバー攻撃対策などのソリューション・サービスを提供しています。

サービス内容に関するお問い合わせ先

SOMPOリスクマネジメント株式会社 リスクマネジメント事業本部
リスクソリューション開発部 [担当：鳥貝、盛本]
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル
TEL：03-3349-4320(直通)

報道機関の方からのお問い合わせ先

SOMPOリスクマネジメント株式会社
総務部 [担当：田所]
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル
TEL：03-3349-4330

以上

<別紙>

主なメニュー	概要
① 土壌汚染調査業務	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関として、机上調査（地歴調査等）や表層土壌調査、ボーリング調査等を適切に実施します。
② 対策工事費用の算出業務	対象地の潜在的な土壌汚染について、対策工事にかかる費用を算出します。特に、十分な調査が実施できない地歴調査のみの結果からでも算出することが可能です。 <u>2017年5月の改正に伴い新たに規制の対象となった有害物質（「クロロエチレン」と「trans-1,2-ジクロロエチレン」）についても、地歴調査のみの結果から対策工事費用を算出することが可能となりました。</u>
③ 対策工事の設計・監理業務	合理的な対策工事の仕様設計や施工業者の選定、行政機関との協議、対策工事の検査・検収、工事全体の監理等をします。対策工事では、お客さまご指定の業者に施工していただくことも可能です。
④ 対策工事費用を固定化する保険手配業務	上記②で算出した費用を固定化する損害保険を手配します（*5）。

*5 損保ジャパン日本興の損害保険を手配します。